

一般財団法人稚内市体育協会競技力向上委員会規程細則

第1条 この規程は、一般財団法人稚内市体育協会(以下「協会」という。)定款第4条第2号の規定に基づいて設置された競技力向上委員会(以下「委員会」という。)に関することを定める。

第2条 この委員会は、稚内市の各競技選手の育成強化を図るとともに、広く競技力水準の向上を期するため、次の事項について審議し、協会理事会(以下「理事会」という。)の承認を得て、これを処理する。

- (1) 競技力向上のための総合的施策に関すること。
- (2) 各競技団体の選手強化についての助言と協力に関すること。
- (3) 指導力の向上を図るための講習会、研修会の開催に関すること。
- (4) 競技力向上のための研究活動に関すること。
- (5) 競技施設の整備拡充の促進に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

第3条 この委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 協会理事(以下「理事」という。)の中から協会会長(以下「会長」という。)が指名する若干名の委員。
- (2) 協会加盟団体の中から会長が選任する若干名の委員。
- (3) 必要に応じて会長が委嘱する若干名の学識経験委員。

第4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内

第5条 委員長は、第3条第1号により指名された委員の中から理事会において選出し、会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第7条 委員および役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 この委員会の機構および事業の基本方針、その他重要事項については、委員会の議決を経て、かつ、理事会の承認を得なければならない。

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、その議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第11条 この委員会には、必要に応じ小委員会を設けることができる。

2 小委員会については、委員会の議決を経て定める。

第12条 この規程の変更は、委員会の議決を経て、かつ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。